

(抄訳)

**AIG は、日本における地震に関連する
富士火災の将来の損失が AIG の財務業績に
どのように影響を与えるかについての追加情報を提供**

ニューヨーク、2011年3月23日 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（「AIG」）は、本日、AIG が 54.66%の株式を保有している富士火災海上保険株式会社（「富士火災」）に関して、地震に関連する保険金請求による将来の損失が AIG の財務業績にどのように影響を与えるかについての追加情報を公表しました。

先週、AIG は、損害保険事業部門であるチャーティスの税引き前保険損失の暫定予測を公表しました。2011年第1四半期における未収再保険金も含めた、様々な災害による影響額は、2010年12月31日時点でのAIGの株主資本の1.1%にあたる税引き前で10億ドル、税引き後で9億ドルとなり、その中には、日本で起きた地震、それに伴う津波の発生およびこれらに関連する損害などの影響による税引き前保険損失7億ドルが含まれています。しかしながら、AIGが先週公表しているとおおり、この暫定予測には、AIGの日本での損害保険事業のうち、後述する日本地震再保険株式会社（「JERC」）に地震保険契約の再保険をかけている事業（富士火災を含む。）の損失は含まれていませんでした。

米国で一般に認められた会計原則（「米国会計基準」）に基づき、AIGは、富士火災の財務業績をAIGの財務報告の連結対象としています。AIGは、このたびの日本での地震に起因する富士火災における損失のほとんどは、JERC再保険の対象になるものと考えています。JERCは、個人向け家計地震保険（住居に使用される建物と家財）の再保険を日本で唯一引き受ける官民一体の制度となっています。この制度の下では、再保険を通じて、政府、JERC、富士火災を含む国内で営業を行っている民間損害保険会社のそれぞれについて異なる責任限度額を定め、政府が大半の保険責任を分担することとなっています。（詳細については本リリース後半に記載の編集者注記を参照のください。）

富士火災の純損失額は業界全体での支払い総額によって決まり、その支払い総額がまだ確定されないことから、富士火災は、今回の地震に関連する保険金請求による実際の損失予測額をまだ公表していませんが、今週初めに、JERC再保険の対象となる契約の保険金請求により負担する可能性のある損失は約5億800万ドルが最大額になると発表しました。日本の法定の会計基準に従い、富士火災は、JERC再保険に参加する民間損害保険会社として要求される分も含めて、既に個人の家計財物に対する地震損害に関連する将来の保険金請求のための異常危険準備金を約4億8,200万ドル積み立てています。これらの異常危険準備金はJERCへの預託金として維持されており、富士火災がJERC再保険の対象となる契約の保険金請求により負担する将来の損失に充てられ、また、この制度により富士火災のJERCへの追加のキャッシュ拠出は最大で2,600万ドルに抑えられます。

米国会計基準においては、異常危険準備金を災害の発生前に積み立てることができません。そのため、このたびの地震によるJERC再保険の対象となる富士火災の純損失の全額は、損益計算書上に計上されることとなります。しかしながら、前述した日本におけるJERC再保険に関する準備金および預託金が存在することから、AIGは、日本地域事業の流動性および法定資本（富士火災の流動性および法定資本を含む。）に与えられる正味の影響は最小限に留まると考えています。

AIG は、米国会計基準上の富士火災における地震に関連する損失の純額は、そのほとんどが富士火災による JERC 再保険の対象になるものであり、また、当該純損失額は、富士火災の JERC 再保険の対象となる将来の責任負担に充てるために JERC 再保険に基づき JERC への預託金として維持されている異常危険準備金から賄われることになると考えています。

#

編集者注記

日本地震再保険社（「JERC」）と富士火災に関する背景情報

既に本プレスリリースに記載の通り、日本においては、個人向け家計地震保険（住居に使用される建物と家財）について、官民一体の保険制度があります。当該制度の下では、再保険を通じて、政府、JERC、富士火災を含む国内の民間損害保険会社のそれぞれについて異なる責任限度額が定められており、政府が大半の保険責任を分担することとなっています。

個人向け家計地震保険制度の下での責任負担およびその内容の概要は以下の通りです。

●日本において損害保険会社により引き受けられた個人の家計財物に対する地震損害を担保する保険は、全て JERC に出再されます。JERC は、さらにそのリスクを、同社と政府、そして民間損害保険会社に再々保険することで再度リスクを分散させます。なお、JERC は個人の家計財物に対する地震損害のみを引き受けており、法人のリスクは引き受けていません。また、同社は個人の家計財物の地震リスクの再保険を引き受けることを日本で唯一認められた会社です。

●JERC 出再プログラムの下で、業界全体が負担する損失は、最大で 5 兆 5,000 億円（670 億ドル）までになり、責任負担は、以下の通り、5 つの層に分けられます。

- ・第 1 層：1,150 億円（14 億ドル）までは JERC が負担
- ・第 2 層 A：1,150 億円（14 億ドル）を超え、1 兆 1,230 億円（137 億ドル）までの部分については政府が 50%、民間損害保険会社が 50%を負担（それぞれ 5,038 億円（61 億ドル）の負担）
- ・第 2 層 B：1 兆 1,230 億円（137 億ドル）を超え、1 兆 9,250 億円（235 億ドル）までの部分については政府が 50%、JERC が 50%を負担（それぞれ 4,012 億円（49 億ドル）の負担）
- ・第 3 層 A：1 兆 9,250 億円（235 億ドル）を超え、3 兆 7,120 億円（453 億ドル）までの部分については政府が 95%（1 兆 6,980 億円（207 億ドル）の負担）、民間損害保険会社が 5%を負担（894 億円（11 億ドル）の負担）
- ・第 3 層 B：3 兆 7,120 億円（453 億ドル）を超え、5 兆 5,000 億円（670 億ドル）までの部分については政府が 95%（1 兆 6,980 億円（207 億ドル）の負担）、JERC が 5%を負担（894 億円（11 億ドル）の負担）

以上を合計すると、政府について 4 兆 3,010 億円（525 億ドル）、JERC について 6,056 億円（74 億ドル）、民間損害保険会社について 5,931.5 億円（72 億ドル）がそれぞれの責任限度額となります。民間損害保険会社支払い分に占める、富士火災の責任限度額は 417 億円（5 億 800 万ドル）となります。なお、阪神淡路大震災の際、日本の民間損害保険会社によって支払われた保険金総額は 783 億円（9 億 5,500 万ドル）でした。

さらに、民間損害保険会社は、日本の会計基準の下で、通常の保険金支払いに充当する責任準備金に加え、巨大災害に備えた異常危険準備金を積み立てており、これらの準備金を取り崩すことにより、地震による損失を打ち消すことができます。2010年12月末現在、富士火災では、家計財物に対する地震損害に係る異常危険準備金を395億円（4億8,200万ドル）積み立てており、また、JERCに対し355億円（4億3,300万ドル）の預託金を預託しています。これらの差額は税効果に係るものです。

従って、東北地方太平洋沖地震によるJERC出再プログラムに係る被害が3兆1,000億円（378億ドル）を超えない場合、395億円（4億8,200万ドル）の地震保険危険準備金によって富士火災の負担金がカバーされるため、富士火災がJERCに対する預託金を積み増す必要はありません。また、仮に、3兆1,000億円（378億ドル）を超える場合、富士火災は最大で21.6億円（2,600万ドル）の追加的な支払いおよび責任を負担することになると予測されます。

###

本プレスリリースには、1995年私募証券訴訟改革法（Private Securities Litigation Reform Act of 1995）において意味される「将来の見通しに関する記述」が含まれています。かかる記述は、将来における事象に関するAIGの考えを反映しており、AIGの予測に基づいています。かかる記述は、リスクおよび不確実性にさらされています。米国の証券法が要求する重要な情報の開示につきAIGが引続き負う義務を除き、AIGは将来の見通しに関する記述につき、本プレスリリースの日付以降に生じた事象および状況を反映させるために新たな情報を提供する予定はありません。